

承認第1号

損害賠償額の決定及び和解の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年2月22日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

### 専決第1号

#### 損害賠償額の決定及び和解について

（理由）

平成30年9月4日発生、南あわじ市所有地山林の倒木による墓石破損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

平成31年2月4日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

#### 記

1 事故発生年月日

平成30年9月4日

2 事故発生場所

南あわじ市広田中筋字堂丸463番地先

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

## 5 事故の原因

台風による強風の影響で、南あわじ市所有山林の倒木により、隣接地にある相手方の墓石（巻石部分）を破損した。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	墓石（巻石部分）	172,800円